

＜メディア批評＞ 秘密保護法訴訟の原告が明かす言論規制と萎縮効果の実態

2015 年 6 月 5 日 上出 義樹

フリーのジャーナリストが裁判で証言

「何が秘密なのですか?」「それは秘密です」。そんなコント風の揶揄も聞かれる中で成立した特定秘密保護法は、昨年 12 月の施行から半年が過ぎた。この半年間、同法がどのように運用されてきたのか、その実態は判然としない。冒頭のコントではないが、具体的な適用事例などについて政府は当然ながら多くを語らず、また、厳しい罰則がある同法の萎縮効果のせいか、マスコミの積極果敢な報道も見られないからである。

そんななかで、なかなか公にされない運用実態を垣間見る機会があった。6 月 3 日に東京地裁で開かれた特定秘密保護法違憲訴訟の第 6 回口頭弁論（谷口豊裁判長）である。同訴訟は私(上出)を含むフリーランスのジャーナリストや編集者、映画監督ら 40 人余が起こしたもので、この日は初めて原告に対する本人尋問が行われ、同法の施行で強まる政府の言論規制と萎縮効果の一端が、原告の証言により明らかにされた。

「イスラム国」人質事件の関連情報を開示請求

今回、本人尋問で証言したのは、ジャーナリストの林克明氏と寺澤有^{ゆう}氏の両原告。まず、海外での戦取材などの経験が豊富な林氏は、「イスラム国」(IS)の日本人人質殺害事件に関連して内閣府に今年 4 月、①2 人の人質解放交渉に関する文書一式②人質事件のきっかけになったとされる今年 1 月の安倍晋三首相のカイロ演説に関わる文書一式一の 2 件の情報開示を請求。これに対し、内閣官房副長官補の名前などで、該当文書がいずれも「不存在」との回答があったことを証言している。

「黒塗り」どころか秘密自体を消す文書「不存在」の回答

今回、裁判所に証拠として提出した人質交渉に関する内閣官房からの「行政文書不開示決定通知書」を見ると、「不開示の理由」として、「当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。(不存在)」との記述がある。しかし、有識者による人質事件の検証委員会が設置され、5 月下旬には辻褄合わせの内容ながら一応、報告書が提出されている。林氏が開示請求した文書が「不存在」のはずがない。これまでは、政府に不都合な部分は「黒塗り」で開示されることが多かったが、特定秘密保護法のもとでは、「黒塗り」もやめて、秘密自体を消してしまう文書「不存在」の回答が増えるということらしい。

この人質事件は同法の対象になることを政府が明示した数少ない事例だが、安倍政権には不都合な事件だけに、同法を隠れ蓑に、絶対に情報開示をしないということなのだろう。

秘密保護法の施行で警察や自衛隊の不祥事取材にも支障

一方、警察や自衛隊の犯罪・不祥事などを題材に数多くのスクープ記事を書いてきた寺澤氏は本人尋問の中で、「これまで、私の取材の社会的な意味を理解して不祥事の証拠とな

る文書などのコピーを取らせてくれた警察官や自衛隊員らとの接触が、特定秘密保護法の施行後は難しくなっている」と明かし、同法の萎縮効果により取材に支障が出ている事例として、自衛隊の「隊員家族連絡カード」を挙げる。

「隊員家族連絡カード」は何が目的？

寺澤氏によると、この「連絡カード」には、第一家族（同居親族）、第二家族（親類など）第三家族（友人も含む）の詳細な記入欄があり、住所や携帯電話番号のほか、特記事項の欄には「精神疾患で〇〇病院入院」の記入例も書かれている。集団的自衛権の行使に備えた緊急連絡のほか、特定秘密を取り扱う場合の適性評価にも活用可能な情報なのかもしれないが、カード自体が隊員への萎縮効果を狙ったものとも考えられる。寺澤氏は「この種の文書は今までは簡単にコピーできたのに、今回は協力者が非常に警戒していた」と語る。

林、寺澤両氏の証言からは、新たな形の言論規制が政府の思うがままに着々と敷かれていることがわかる。それだけに、特定秘密の縛りがかかっていた「イスラム国」人質事件のおぞましい検証報告をきちんと批判できなかった日本のマスコミは、何とも心もとない。

（かみで・よしき）北海道新聞社で東京支社政治経済部、シンガポール特派員、編集委員などを担当。現在フリーランス記者。上智大大学院博士後期課程（新聞学専攻）在学中。